

# 相 談 事 例

ID : 04-06-004

## 相談タイトル

### 共同排水枡の不具合について

#### Q : ご相談内容

全体11戸在る建売住宅の1戸を購入した。下水道が整備されていないため、私道に設置された共同排水枡で処理されている。排水枡が設置されている場所は地形的に低いので、雨が降ると排水枡が溢れ、浄化槽も満水になってしまう。

近くに市道が通っているので市や市議会議員にも相談したが、市では対応できないと言われ、解決策が見つからない。11世帯の住人で資金を出し合い枡の清掃などもおこなってはいるが、根本的な改善には至っていない。分譲業者に掛け合っても、検討するとか確認するとかってはいるが対応してくれない。排水枡が設置されている私道の3分の2は分譲業者の所有で、3分の1が11世帯の所有。住いの相談センターから分譲業者に指導することはできないか。

#### A : 回答

住まいの相談センターから個別の事業者に対して指導することはできません。

行政（市）の方も言っていたとおり、分譲業者と話し合いを持ち対応について協議していただくこととなります。集合の排水枡や浄化槽の設置場所を変える等対策を講じる必要が出てくる場合は費用がかかることなので、費用負担について分譲業者及び団地住人同士での話し合いも必要になると思います。住いの相談センターで実施している弁護士による法律相談を利用して下さい。